徳島県告示第５２２号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による届出があったので、同条第３項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和８年10月20日から令和９年２月20日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　クスリのアオキ西麻植店

所在地　吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂57番ほか

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木　宏憲

⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木　宏憲

⑷　大規模小売店舗の新設をする日

令和９年５月30日

⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,245平方メートル

⑹　大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
職員の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	48台

	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	11台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	54.0平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	8.64立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前９時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後12時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前８時30分から翌日の午前０時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	出入口の数	１箇所
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前５時から午後10時まで

２　届出年月日

令和８年９月29日

３　届出及び添付書類の縦覧

⑴　縦覧の場所　徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間　令和８年10月20日から令和９年２月20日まで

４　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

⑴　意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目１番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　意見の内容

ウ　意見を述べる理由

⑶　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から１月間縦覧に供する。